

嶺北北部都市計画区域の整備、開発および保全の方針
(案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 豊かな田園と調和した歴史や文化を結び育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 高速交通開通を活かす都市づくり	3
(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
(1) 区域区分の設定の有無	5
(2) 区域区分の設定の判断理由	5
3 市街地の規模と配置	6
(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置	6
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	7
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 主要な用途の配置の方針	8
(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針	9
(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針	10
(4) 用途地域外の土地利用の方針	11
(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	12
(6) 景観の保全等の方針	12
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	13
(1) 交通施設について	13
(2) 下水道について	15
(3) 河川について	16
(4) その他の都市施設について	17
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	18
(1) 基本方針	18
(2) 市街地開発事業の決定の方針	18
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	19
(1) 基本方針	19
(2) 都市の緑の目標	19
(3) 主要な緑地の配置の方針	19
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	20
8 防災まちづくりの基本方針	21
整備、開発及び保全の方針図	22

1 都市づくりの基本理念

(1) 豊かな田園と調和した歴史や文化を結び育む都市づくり

嶺北北部都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、あわら市、坂井市、福井市、永平寺町の3市1町で構成されている広域都市計画区域である。

福井県の最も北に位置し、東側には山地、西側には日本海があり、九頭竜川や竹田川等が流れている。県内で最大の面積を有する都市計画区域であり、田園風景が広がる坂井平野に、城下町や湊町、温泉街、工業団地など特徴のある7つの用途地域が点在し、各個性を活かしながら一体的な都市づくりを進めている。

本都市計画区域の用途地域の人口は減少傾向が続いており、また、三国地域の用途地域内では、低未利用地が増加している状況である。

さらに、用途地域外でも、坂井市春江町を除いて人口が減少傾向である他、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「広大な平野部、北部丘陵地域および三里浜砂丘地域等で盛んな農業、あわら温泉や東尋坊に代表される観光産業」、「雄島海岸、北潟湖および九頭竜川等の優れた自然環境」および「三国湊の歴史的街並みや丸岡城等の歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導を進める。

また、芦原温泉駅や丸岡駅、春江駅、三国駅、あわら湯のまち駅などの主要駅周辺では、魅力ある地域の玄関口として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく地域の拠点性向上の取組みを、官民連携でより一層推進していく。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり (コンパクト・プラス・ネットワーク)

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（ハピラインふくい線、えちぜん鉄道三国芦原線）を主軸として、芦原温泉駅や丸岡駅、春江駅、三国駅、あわら湯のまち駅などの主要駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な広域交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、無秩序な市街化を抑制するとともに、芦原温泉駅や丸岡駅、春江駅、三国駅、あわら湯のまち駅などの交通結節点をはじめとした地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、芦原温泉駅などにおける交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、鉄道等の機能強化（既存駅の機能向上、待合環境の改善等）の他、交通DX、他分野との共創などにより、各市街地を連絡する地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

北陸新幹線福井・敦賀開業、福井港丸岡インター連絡道路の整備などにより、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

また、福井市と通勤・通学、買い物等の広域的な日常生活圏が形成されている中、広域交通ネットワークの整備進捗により、更に広域的な圏域で都市活動が促されている。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、芦原温泉駅周辺における観光・交流施設の充実や交通結節機能の強化、広域交通結節点と県内の産業拠点・観光地を連絡する福井港丸岡インター連絡道路の整備など、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていく。

また、県都福井市に隣接する区域の潜在的な開発需要も考慮した土地利用の規制・誘導、既存ストックの有効利用（共同利用）など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域では、九頭竜川、竹田川、兵庫川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は、浸水深が3m以上になると想定される区域、浸水継続時間が3日以上となる区域が含まれている。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も複数ある。さらに、九頭竜川、竹田川の河口部付近には、津波による浸水が想定される区域が連なり、北部の丘陵地や東部の山地の裾野部には、土砂災害のおそれがある区域が多数点在しているなど、洪水、雨水出水等の水害や土砂災害などの災害リスクが分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「令和4年8月豪雨」、北陸自動車道や国道8号で通行止めや、鉄道各路線の運休などにより市民生活に大きな影響を与えた「平成30年2月豪雪」および「令和3年1月大雪」と自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

さらに、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域の人口は減少傾向にあるが、「世帯の分離、住宅の敷地規模拡大による住宅用地需要」、「製造品出荷額等の増加による工業用地需要」等が推測されるとともに、「北陸新幹線など高速交通体系の整備」に伴い市街化の圧力が高まると考える。また、用途地域外に開発が拡散している傾向にあることから、無秩序な市街化が進行する可能性がある。

この無秩序な市街化は、まとまりとメリハリのある計画的な市街地形成を妨げるとともに、「浸水や土砂災害など災害リスクの高いエリアでの開発」、「自然環境や営農環境の悪化」等を引き起こすおそれがあるため、適切な方法でコントロールしていかなければならない。

区域区分を設定した場合、「無秩序な市街化の抑制」、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「地域拠点への都市機能や居住の誘導」など一定の効果が見込めるものの、現行の用途地域において、市街化調整区域に移行する地区が生じることで、「市町の都市計画マスタープラン等に基づく計画的な都市づくりへの影響」、「地価下落による社会的影響」が懸念される。

このため、区域区分により県が一律に土地利用を規制していくのではなく、県と各市との適切な調整・役割分担のもと、地域の実情や望ましい将来像を勘案して、立地適正化計画や「特定用途制限地域」等により、きめ細やかに土地利用の規制・誘導を図っていく。

3 市街地の規模と配置

(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に10年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しがないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
嶺北北部都市計画区域	2,638	2,638 以内

(2) 嶺北北部都市計画区域

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
あわら市	12,600 (27,500)	11,900 (24,500)
坂井市	36,900 (88,200)	35,000 (83,500)
福井市	0 (5,300)	0 (5,200)
永平寺町	400 (2,100)	400 (2,000)
嶺北北部都市計画区域	49,900 (123,100)	47,300 (115,200)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
あわら市	4,400 (9,700)	4,600 (9,500)
坂井市	13,100 (31,200)	13,600 (32,500)
福井市	0 (1,900)	0 (2,000)
永平寺町	200 (700)	200 (800)
嶺北北部都市計画区域	17,700 (43,500)	18,400 (44,800)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模 (過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
嶺北北部都市計画区域	460,400	408,100

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
嶺北北部都市計画区域	556,400	796,500

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 住宅地

- 三国駅周辺や丸岡城周辺等の地域拠点では、商業施設や公共施設が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、人口の減少や空き建物の増加等空洞化が進行しているため、積極的に居住空間の配置を図る。
- あわら市金津市街地の花乃杜地区、坂井市三国町の三国運動公園周辺、坂井市丸岡町の城北地区、春江駅東部の中筋北浦地区および坂井市坂井町の宮領地区等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

② 商業地

- 芦原温泉駅の周辺は、北陸新幹線福井・敦賀開業により、嶺北北部地域での広域的な交通結節点となるため、福井県の北の玄関口にふさわしい商業地として商業施設や業務施設等の集積を図る。
- あわら湯のまち駅、三国駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等に配置された地域の拠点となる商業地を維持する。

③ 工業地

- あわら市金津市街地の東部、テクノポート福井、坂井市丸岡町の市街地南部、坂井市春江町の市街地南部および坂井市坂井町の市街地北部等の工業地を維持する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

○準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が坂井市三国町、坂井市丸岡町および坂井市春江町にあり、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、あわら湯のまち駅、三国駅、芦原温泉駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等に配置された地域の拠点となる商業地の維持・活性化に配慮する。

② 用途の純化

○集約型都市構造に向けて、鉄道駅等の交通結節点の周辺をはじめとした地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地規制を図る。

○新たに用途を配置する地区や良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。

○あわら市金津市街地の花乃杜地区、坂井市三国町の三国運動公園周辺、坂井市丸岡町の城北地区、春江駅東部の中筋北浦地区および坂井市坂井町の宮領地区等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

③ 用途の複合化

○坂井市丸岡町や坂井市春江町の織物関連等の地場産業の工場が分散している地区では、地場産業の保護育成や居住環境の保全のために、「特別用途地区」による複合的な土地利用を維持する。

○住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

① 住宅地

- 芦原温泉駅、あわら湯のまち駅、三国駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等の地域の拠点となる商業地の周辺は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。
- あわら市金津市街地の花乃杜地区、坂井市三国町の三国運動公園周辺、丸岡町の城北地区、春江駅東部の中筋北浦地区および坂井町の宮領地区等の良好な低層住宅地は、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 商業地

- 芦原温泉駅の周辺は、北陸新幹線福井・敦賀開業により、嶺北北部地域での広域的な交通結節点となるため、北陸新幹線の開業に併せて、既存の都市施設が有する機能を有効に活用でき、福井県の北の玄関口にふさわしい商業施設や業務施設等の集積を可能にする比較的高密度な土地利用を図る。
- あわら湯のまち駅、三国駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等に配置された商業地でも、地域の拠点となる商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

③ 工業地

- 工業地は、従来 of 景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

北潟湖等の国定公園指定地域や、その他の山地、里山（特に希少種が生息する地域）、雄島海岸、三里浜、九頭竜川や竹田川等の河川およびガン類集団飛来地等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保（特にガン類集団飛来地）および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

ニ) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

ホ) 無秩序な開発が予想される地域

幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。特に新たな幹線道路を整備する場合は、「特定用途制限地域」等の開発制限を事業着手までに設定する。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

○道の駅「蓮如の里あわら」の周辺は、観光振興に資する拠点としての適切な土地利用を図る。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 国道 8 号、主要地方道福井金津線等の主要な幹線道路沿道など郊外での開発を促進するような大規模小売店舗等が立地するおそれがある地域については、「通勤等に係る道路交通」、「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、「特定用途制限地域」の適用を検討する。
- 既に「特定用途制限地域」を指定している福井港丸岡インター連絡道路沿道、永平寺町御陵地区については、近年の土地利用の動向や今後の見通し等をふまえ、必要に応じて指定範囲、規制業種について見直しを検討する。
- 郊外の無秩序な開発等の都市の課題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 無秩序な住宅地の拡大を抑制し、居住誘導区域への人口集約を促進するため、居住調整地域の指定を検討するとともに、各市の立地適正化計画による居住誘導策を推進する。
- 既に 3,000 m²以下のミニ開発が相当数行われている坂井市の丸岡町、春江町、坂井町では、今後の開発の見通し等を考慮して、良好な都市基盤が整備されない不良な市街地の形成を防止するため、「地区計画」など各種方策を活用し適切な土地利用、都市基盤の整備を図る。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 三国駅周辺の湊町地区は、三国湊として繁栄してきた歴史を感じる街割りや寺社およびかぐら建ての伝統的な家屋が残されており、歴史的な街並み環境の整備が進められているため、この良好な歴史的街並みを維持する。
- 国指定重要文化財である丸岡城の周辺地区は、寺社仏閣等の歴史・文化資源も数多く残されている古くからの中心的地域であることから、賑わい創出と、文化的資源の継承・活用のバランスを保ちながら街並みの再生を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 福井港丸岡インター連絡道路と一体となって広域ネットワークを形成する道路を整備し、広域的交流拠点である「福井港」へのアクセスを向上させる。
- 都市間の交流と連携を支援する幹線道路、ならびに産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- 地域鉄道（ハピラインふくい線、えちぜん鉄道三国芦原線）を主軸として、芦原温泉駅や丸岡駅、春江駅、三国駅、あわら湯のまち駅などの主要駅から展開する路線バスやコミュニティバス、デマンドタクシー等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、鉄道等の機能強化（既存駅の機能向上、待合環境の改善等）の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 広域的交流拠点である「福井港」および県下最大の工業団地である「テクノポート福井」と北陸自動車道丸岡 IC を結ぶことで、福井県北部の道路ネットワークを強化し、地域産業の活性化および観光振興を図るとともに、災害時の緊急物資輸送路となる福井港丸岡インター連絡道路の整備を推進する。
- 福井市街地の渋滞を解消させ交通の円滑化を促進させるとともに福井・嶺北北部都市計画区域間の連携強化を支援する福井外環状道路の整備を目指す。
- 石川県とのアクセスを向上し、交流・連携を促進する福井加賀道路については、中部ブロック内での広域的な調整を図りながら、整備の必要性を検討する。
- 国道 8 号福井バイパス等の地域間の交流と連携を支援する道路の整備を促進する。
- 河川や湖沼を渡る隘路を解消するための道路の整備を図る。
- 東尋坊や芦原温泉等の観光地周辺の道路や市街地内の道路は、既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。
- 春江駅周辺地区は、駅舎改修に併せ、駅利用者の利便性を高めるために整備を行う。

③ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の交通施設を以下に示す。

路線名	整備予定区間
国道 8 号	加賀市熊坂町～あわら市牛ノ谷（牛ノ谷道路）
国道 8 号	あわら市牛ノ谷～あわら市笹岡（金津道路）
国道 8 号	あわら市笹岡～坂井市丸岡町玄女（福井バイパス）
福井港丸岡インター連絡道路	坂井市春江町西長田～丸岡町八ツ口（道路新設）
国道 416 号	福井市白方町～布施田町（白方～布施田バイパス）
主要地方道丸岡川西線	坂井市春江町布施田新～福井市布施田町 （道路新設（橋梁架替））
一般県道福井森田丸岡線	坂井市春江町寄安～春江町沖布目（道路新設）
一般県道トリムパークかなづ線	あわら市菅野～市姫 1 丁目（道路新設）
都市計画道路金津三国線	あわら市田中々～坂井市三国町（道路新設）
春江駅周辺	春江駅周辺の整備・改修

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
あわら市	96 (96) ^{※2}	97 (97)
坂井市	98 (98)	99 (98)
福井市	97 (88)	100 (91)
永平寺町	99 (76)	99 (76)
合計	98 (90)	99 (92)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
あわら市	一部の残地域 ^{※1}	坪江地区の一部
坂井市	整備済	丸岡地区、春江地区、坂井地区
福井市	整備済	整備済
永平寺町	整備済	整備済

※1 残区(地)域：各地区の残った未整備区(地)域

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせ、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 市町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。
- 芦原温泉駅からのアクセスに優れる竹田川周辺については、アウトドアレジャーやスポーツ、水辺空間の散策など、多様な楽しみ方ができる通年型の親水空間を整備し、またイベント広場等として活用することにより、住民や観光客にとって魅力的な河川空間を創出し、地域の活性化を図る。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	八ヶ川 (北川)	2.6 km (九頭竜川合流点～福井市川合鷺塚町地先)	河道拡幅	0.2 km (完成)
	竹田川	6.4 km (九頭竜川合流点～えちぜん鉄道線)	河道拡幅	1.5 km (兵庫川合流点～水屋橋)
	兵庫川	6.8 km (竹田川合流点～えちぜん鉄道線)	河道掘削	0.5 km (坂井市坂井町下兵庫～えちぜん鉄道線)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 地域拠点の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、各市町の立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

各市とも市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で、道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地区画整理事業の活用を図る。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、雄島海岸や北潟湖および九頭竜川、竹田川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、北部には北潟湖および多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、ふくい緑のランドデザインに基づく緑の基本計画を策定し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および九頭竜川や竹田川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した竹田川等の河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

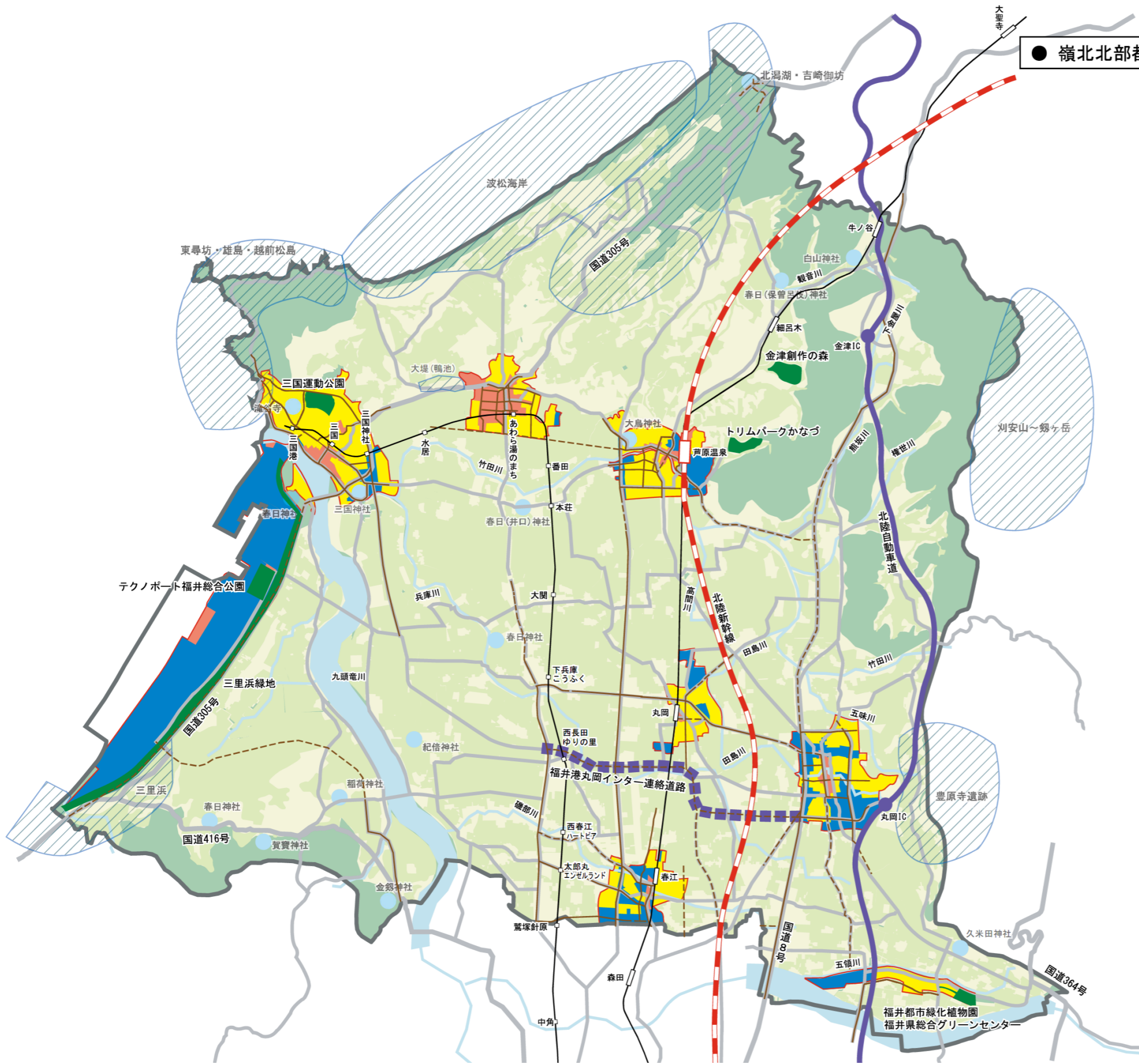
② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、あわら市、坂井市、福井市、永平寺町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、九頭竜川、兵庫川、竹田川などの沿川を中心として広範囲にわたって洪水浸水想定区域が広がり、九頭竜川、竹田川の河口部付近には津波災害警戒区域が重なっている他、土砂災害警戒区域等も広く分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域において、芦原温泉駅付近には想定最大規模降雨時に浸水深 3m 以上となる区域が含まれており、九頭竜川の河口部付近には津波災害警戒区域も一部含まれている。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していくとともに、開発の抑制に向けて、「特定用途制限地域」の見直し、まちづくり条例の制定等について検討する。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。必要に応じて機能強化や配置見直しを図る。また、九頭竜川、兵庫川、竹田川の川沿いでは、ポンプ場や浄水場が家屋倒壊等氾濫想定区域に立地しており、これらの機能が維持されるよう災害対策を検討する必要がある。
- 大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。

● 嶺北北部都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



凡 例					
都市計画区域					
市街地（用途地域）					
高規格道路					
国道・県道					
都市計画道路（幹線街路のみ）					
北陸新幹線					
その他の鉄道					
主要な河川					
都市公園等（10ha以上） 供用済					
その他の緑地等					
住宅地					
商業地					
工業地					
特に開発を制限する地域	<table border="1"> <tr> <td>自然環境を有する地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>優良な農地を有する地域</td> <td></td> </tr> </table>	自然環境を有する地域		優良な農地を有する地域	
自然環境を有する地域					
優良な農地を有する地域					
その他の地域					

注) 高規格道路、国道・県道の破線は概ね10年以内に整備予定
 都市計画道路の破線は今後整備していく区間